

論文要旨説明書

報告論文のタイトル：内閣人事局に関する一考察

報告者氏名： 戸田 宏治

所属： 日本経済大学

論文要旨（800字から1200字、英文の場合は300から450語）

これまでの国家公務員制度では、ある府省で官僚としての採用が決まると生涯同じ職場で働くことが原則となっていた。このため官僚は、一つの組織内でのみ評価を受けることになり、国のために働くことより自分が所属する組織のために働くことに強いインセンティブを持ち、省益優先の業務が行われる結果となっていた。

内閣人事局は2008年に成立した「国家公務員制度改革基本法」で規定され、政府全体を通ずる国家公務員の人事管理を行うために人事院、総務省、その他の行政機関が担ってきた人事行政を、新たに内閣官房に設置する内閣人事局に移管し、内閣による一元的な管理を実現すると明記された。これは、府省横断的な人事異動を実施して縦割り行政の弊害をなくすことを目的としている。

ただし、今回の制度改革では人事院の機能が温存され、内閣人事局への人事機能一元化は不完全となっている。人事院の主張は、人事院がこれらの権限を有するのは公務員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置であり、これを政治任用も可能な内閣人事局に移管した場合、公務員の公正・中立を謳った日本国憲法第15条に抵触するおそれがあるからだという。

人事院がいうように、内閣人事局への移管がただちに憲法問題になるかどうかは具体的な訴訟がないため明確にはいえないが、少なくとも、内閣人事局が公正・中立を確保するために何が必要なのかについて人事院が積極的に提案したという事実はない。財務省や総務省の一部にも、人事局に約600人の幹部職員を公平に評価できる能力があるのかという懸念はあった。だが、憲法問題を持ち出した人事院は一種異様であるといわざるを得ない。また、2009年の「甘利法案」が人事局に権限を移管したあと指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定方法等について「あらかじめ人事院の意見を聴くこととする」となっていたのに対し、今回成立した法律では「あらかじめ人事院の意見を聴取し、当該意見を十分に尊重することとする」となっており、今回の内閣人事局設置は「骨抜き」であるとの批判は免れない。

こうした背景には、基本法の12条に「政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする」と明記されているにもかかわらず、これに関して政府の取り組みが積極的でなかったことがあげられる。このたびの内閣人事局設置に関わる経緯から、労働基本権の問題を明確にしない限り、人事院を存続させる正当性が与えられ、幹部職員の一元管理の実現、そして縦割り行政の打破に向けた取り組みが進まないことは明らかである。